

平成28年1月から

介護保険の各種申請書にもマイナンバーの記入が必要となります

平成28年1月から社会保障、税、災害対策の分野の手続きでマイナンバー（個人番号）の利用が開始されます。介護保険分野においても、平成28年1月以降は各種届出等の申請の際にはマイナンバーの記入が必要となります。

これにより、申請や届出の様式が一部変更になりますので、平成28年1月以降の申請からは順次、新様式をご利用ください。なお、当面は経過措置として、現在の申請書でも使用可能です。また、申請受付の際記載されているマイナンバーについて番号確認と本人確認を行います。

平成28年1月1日からマイナンバーの記入が必要な介護保険の申請

- 介護保険資格取得・喪失に関する届出
- 介護保険被保険者証の交付（再交付）の申請
- 介護保険料等の減免に係る申請
- 介護保険要介護（支援）認定申請書（新規・区分変更・更新）
- 居宅サービス計画作成（変更）依頼届出書（※）
- 介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（※）
- 介護保険高額介護（予防）サービス費支給申請書
- 介護保険基準収入額適用申請書
- 介護保険負担限度額認定に係る申請（※）
- 介護保険特定負担限度額認定申請書（旧措置入所者に関する認定申請）
- 介護保険住宅改修費・福祉用具購入費の申請（※）

など

上記申請のうち※印のものは八尾市ホームページでダウンロードできます。

<マイナンバーが記載されている場合>

- マイナンバーの確認と本人確認が必要となります。裏面の記載内容にある書類を提示してください。郵送での申請の場合は書類の写しを同封してください。

<マイナンバーが記載されていない場合>

- マイナンバーが分からない場合などで記載されていない場合でも従前どおり受付を行います。

裏面に続く

1. 本人が来庁して申請する場合（郵送の場合は写しを提出してください。）

マイナンバー確認書類	本人確認書類
①個人番号カード（1枚で両方の確認書類を兼ねています。）	
② ①が用意できない場合 ・通知カード ・マイナンバー入りの住民票の写し  いすれか一つ	② ①が用意できない場合 ・運転免許証 ・パスポート ・身体障がい者手帳 ・精神障がい者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・官公署から発行、発給された書類等で写真の表示等の措置が施されているもの  いすれか一つ
③ ①、②が用意できない場合 介護保険被保険者証 健康保険被保険者証 後期高齢者医療被保険者証 介護保険負担割合証 介護保険負担限度額認定証 年金手帳  いすれか二つ	

2. 代理人が来庁して申請する場合（郵送の場合は写しを提出してください。）

代理権の確認書類	代理人の確認書類	本人のマイナンバー確認書類
・法定代理人の場合：戸籍謄本など ・任意代理人の場合：委任状  ※上記書類が用意できない場合等は本人の介護保険被保険者証	・個人番号カード ・運転免許証 ・パスポート ・身体障がい者手帳 ・精神障がい者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・官公署から発行、発給された書類等で写真の表示等の措置が施されているもの（例：居宅介護支援専門員証等）  いすれか一つ	・個人番号カード（写し可） ・通知カード（写し可） ・マイナンバー入りの住民票の写し  いすれか一つ
	※上記書類が用意できない場合 ・介護保険被保険者証 ・健康保険被保険者証 ・後期高齢者医療被保険者証 ・介護保険負担割合証 ・介護保険負担限度額認定証 ・年金手帳  いすれか二つ	